

第2次自転車活用推進計画の策定について

自転車は、環境に優しい交通手段であり、災害時の移動・輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであることから、環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国においては、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となっています。このため、平成29年5月1日に自転車活用推進法（平成28年法律第113号）が施行され、同法に基づく「自転車活用推進計画」について、第1次計画が平成30年6月8日に閣議決定されました。これまで、第1次計画に基づいて、関係府省庁・官民が連携しながら取り組んで参りましたが、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和3年5月28日に第2次計画を策定致しました。

第2次自転車活用推進計画に基づき、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成のため、地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進するよう取り組んで参ります。また、自転車通勤導入に関する手引きの周知や「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」等の展開により自転車通勤の拡大を図るとともに、都道府県等による自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進するほか、利用者等に対する情報提供の強化等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進していきます。

なお、第2次自転車活用推進計画の計画期間は、長期的な展望を視野に入れつつ、2025年度までとしています。

第2次自転車活用推進計画の概要

1. 総論 ※関係府省庁等の意見取り入れ、詳細の骨子に関するWEBアンケート（総回答数4,997）、パブリックコメント（総意見数60）を通じて幅広く意見を求めた上で策定

(1) 自転車活用推進計画の位置付け
自転車活用推進法に基づき策定する我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画

(2) 計画期間
長期的な展望を視野に入れつつ、令和7（2025）年度まで

(3) 自転車を運ぶ現状及び課題

第1次計画からの社会情勢の変化等

- コロナ禍における生活様式・交通行動の変容
 - コロナ禍で、通勤・通学目的等の自転車利用のニーズが高まっている。
 - 自転車通勤の増加傾向が顕著。通勤・通学目的の自転車利用の割合が23.0%増加（※国土交通省調べ）
 - 通勤・通学目的の自転車利用の割合が77.0%増加（※国土交通省調べ）
- 情報通信技術の発展
 - 交通分野でもデジタル化により進歩する可能性（複数交通モードやまちづくりとの連携等）
- 高齢化等も踏まえた「安全・安心」
 - 健康や生きがいの観点から、高齢者、障害者等にも対応した様々な自転車の普及を更に進める必要。
 - 配達目的等での自転車利用者が増加する中、危険な運転を防止するなど、安全の確保が課題。
 - 自転車対歩行者の接触事故が発生。一方、保険加入促進について、都道府県等の取組も進展。

脱炭素社会の実現に向けた動き

新たな低速小径モビリティの登場（自転車通行空間への影響）

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策

1. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進
2. 自転車通行空間の計画的な整備
3. 路外駐車場の整備や違法駐車取り除きの推進等
4. シェアサイクルの普及促進
5. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進
6. 情報通信技術の活用促進
7. 生活道路での道路交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施

目標2 サイクルボウルの取組等による活力ある健康長寿社会の実現

施策

8. 国際規格に適合した自転車競技施設の整備促進
9. 公園や公園等の活用による安全に自転車が乗れる環境の創出
10. 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発の推進
11. 自転車通勤等の促進

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

施策

12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

目標4 自転車事故の減少、安全で安心な社会の実現

施策

14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
15. 多様な自転車の開発・普及【新規】
16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取組の重点的な実施
18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進
19. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進（再掲）
20. 自転車通行空間の計画的な整備（再掲）
21. 災害時における自転車の活用の推進
22. 損害賠償責任保険等への加入促進【新規】

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

第1次計画からの主な強化措置

- 地域の「自転車活用推進計画」策定の支援に加え、以下に取り組み
 - ・計画に基づく取組の実施のフォロー（啓発・取組の進捗等）等
 - ・安全で快適な自転車通行空間の創出のため、**都市部を中心に計画策定し整備を推進**。
- 自転車利用環境の向上等のため、情報通信技術の活用を強化。
 - ・データを活用した計画策定への支援
 - ・自転車通行空間の整備状況等のオープンデータ化による経路検索等の活用
 - ・シェアサイクルへのMaaSやAIの活用 等
- 企業の自転車通勤のための環境整備を更に推進。
 - ・「自転車通勤導入に関する手引き」の発展し
 - ・環境整備のための支援策の具体化 等
- サイクリング拠点やコンテンツ等の充実を図る。
 - ・「自転車通勤（ロード等）」等と併せた受入サービスの充実
 - ・サイクリングコースを含む体験型・滞在型コンテンツの推進
 - ・マウンテンバイクのコース整備や森林の安全管理等の推進
 - ・サイクリングルートの持続的な書き上げを実施。
 - ・（注）サイクリングルートの整備、JNTOサイト等を活用した情報発信
- 高齢者、障害者等も含め、身体に合った多様な自転車の開発・普及を推進。
 - ・身体に合った自転車（電動アシスト自転車）を普及させ、適切な自転車購入を支援。
- 交通安全の啓発の対称。機会について、以下を新たに計画に明記し推進。
 - ・対象：配達員や自動車運転者を含む道路利用者全体、（小学校以上の）学校児童やその他の保護者
 - ・機会：自転車購入時等、自動車運転免許更新時講習（原則者講習）
- 条例策定支援のほか、自転車販売店等を通じて保険加入を促進。

持続可能な社会の実現に向け、自転車の活用の推進を一層図る

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

関係者の連携・協力 ○計画のフォローアップと見直し ○調査・研究、広報活動等 等